

種類株式の取得と みなし配当課税

制度調査部
齋藤 純

「会社法」の制定と税制

【要約】

2006年度税制改正では、会社法への対応を目的とする改正が数多く行われた。本稿では、会社法対応の改正の中から、種類株式を発行する法人が自己株式の取得を行った場合のみなし配当の見直しを取り上げる。

旧法人税法では、種類株式を発行している法人が自己株式取得を行った場合、みなし配当の計算は株式の種類を考慮せずに行われていた。新法人税法では、種類株式を発行する法人が自己株式の取得を行った場合には、取得した株式ごとに計算される「種類資本金額」に基づいて、みなし配当の計算を行うこととなる。

旧法人税法では、法人が普通株式と種類株式を発行している場合でも、「資本等の金額」¹を普通株式と種類株式に区分する規定は設けられていなかった。つまり、普通株式と種類株式による調達資本全体で「資本等の金額」とされていたわけである。

新法人税法では、「会社法」により種類株式が多様化したこともあり、新たに「種類資本金額」という概念が設けられ、複数種類の株式を発行する法人においては、株式の種類ごとに資本金額を管理することとされた²。

法人税法施行令では、「種類資本金額」は次の金額として規定されている(新法人税法施行令第8条)。

当該種類の株式の交付³により増加した資本金の額又は出資金の額

- + 株式の発行及び自己株式の譲渡(新株予約権の行使を行った者に対する自己株式の交付等を除く)に伴い払い込まれた金銭及び給付を受けた金銭以外の資産の価額等のうち、資本金として計上しなかった額
- + 新株予約権の行使により権利行使をした者に自己株式を交付した際に払い込まれた金銭及び給付を受けた金銭以外の資産の価額等、並びに権利行使直前の新株予約権の帳簿価額の合計額のうち、資本金として計上しなかった額

¹ 旧法人税法で規定されていた「資本等の金額」は、2006年度税制改正により、「資本金等の額」に変更されている。株主等から出資を受けた金額という概念自体は変わっていないものと思われるが、旧法人税法では、「資本の金額又は出資金額」と「資本積立金」の合計を「資本等の金額」と規定していたが、新法人税法では「資本積立金」という規定が削除され、「資本金等の額」の詳細は法人税法施行令において規定されている。

² 2006年度税制改正に伴い、新たな法人税別表として、「種類資本金額の計算に関する明細書」が設けられている。2種類以上の株式を発行する法人は、確定申告又は中間申告等の際に、種類資本金額の残高、当期の増減などを記載し、税務署に提出する必要がある。

³ 自己を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、株式交換完全親法人又は株式交換完全子法人とする合併、分割、現物出資(一定の非適格現物出資を除く)、株式交換又は株式移転による株式の交付を除く。

- + 取得条項付新株予約権につき取得事由が生じ、取得の対価として自己株式を交付した際の、取得直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額相当額のうち、資本金として計上しなかった額
- + 協同組合等が新たに出資者となる者から徴収した加入金の額

「種類資本金額」は、株式発行法人が自己株式取得等を行った際のみなし配当の算定において利用される。自己株式の取得等に伴うみなし配当とは、自己株式の取得等により株主に払い戻される額に利益積立金を原資とする額が含まれている場合における、その利益積立金から支払われた部分に相当する金額をいう⁴。会社法上の剰余金の配当ではないが、実質的に剰余金の配当と変わるところがないことから、税法上は配当とみなされているものである。

旧法人税法では、種類株式を発行している法人が自己株式取得等を行った場合でも、株式の種類を考慮せずにみなし配当の計算が行われていたが、新法人税法では、種類株式を発行する法人が自己株式の取得を行った場合には、取得した株式ごとに計算される「種類資本金額」に基づいて、みなし配当の計算を行うこととなる。

以下では、自己の種類株式の取得を行った場合のみなし配当の計算方法を、法人税法の改正前後で比較し解説する。

⁴ みなし配当は、自己株式の取得等以外にも、合併(適格合併を除く)、分割型分割(適格分割型分割を除く)、資本の払戻し、解散による残余財産の分配、出資の消却、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社・脱退による持分の払戻し、組織変更等を契機として生ずることがある。

みなし配当の計算方法

[設例]

上場企業 A 社が、優先株の取得を発表した(買入価格は@12 万円)。A 社の資本金等の額及び発行済株式数は、下表の通りである。

	普通株	優先株	合計
発行株数	19 万株	1 万株	20 万株
資本金等の額	133 億円	10 億円	143 億円

A 社優先株を保有する法人株主 X (100 株保有、取得価額@10 万円)は、優先株の取得に応じることとした。法人税率は 40%とする。

1. 従来のみなし配当の計算方法

旧法人税法では、自己株式の取得(市場を通じての取得等を除く)が行われた場合のみなし配当額の計算は、下式のように規定されていた。この計算は、下式のように 1 株あたりの金額に置き換えると理解しやすい。

$$\begin{aligned} \text{みなし配当 (総額)} &= \text{自己株式取得に伴い交付される金額} - \frac{\text{自己株式取得を行う法人の取得直前の資本等の金額}}{\text{自己株式取得を行う法人の取得直前の発行済株式総数}} \times \text{株主が自己株式取得直前に保有していた取得法人の株式数} \\ \text{みなし配当 (1株あたり)} &= \text{自己株式取得により交付される1株あたりの金額} - \frac{\text{1株あたりの資本等の金額}}{\text{1株あたりの発行済株式総数}} \end{aligned}$$

[設例]の前提条件から、「自己株式取得により交付される 1 株あたりの金額」及び「1 株あたりの資本等の金額」は、それぞれ次のようになる。

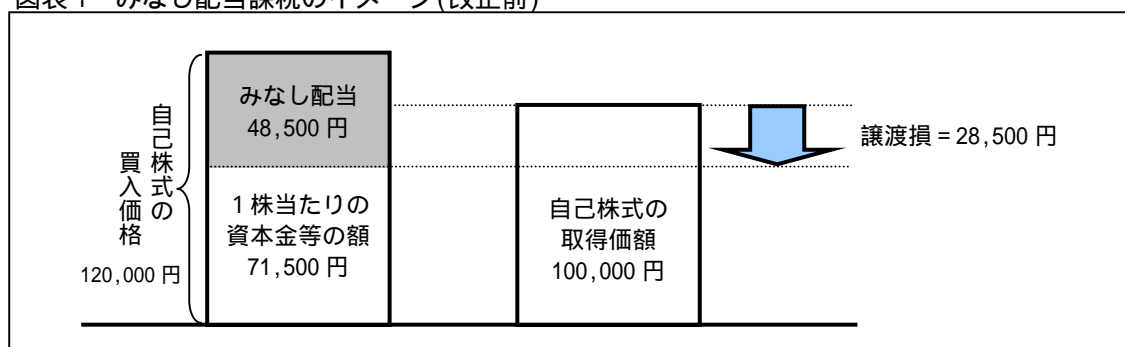
- 自己株式取得により交付される 1 株あたりの金額：120,000 円
- 1 株あたりの資本等の金額：71,500 円(= (133 億円 + 10 億円) / (19 万株 + 1 万株))

従って、このケースでは、自己(種類)株式の取得に応じた株主に発生するみなし配当額は、1 株あたり 48,500 円(= 120,000 円 - 71,500 円)となる。

また、1 株あたりの資本等の金額を譲渡代金とみなした上で、1 株あたりの資本等の金額と自己株式の取得価額との差額は譲渡損益と扱われるため、このケースでは次の通り譲渡損失が生じる。

- 1 株あたり譲渡損：28,500 円 = 71,500 円 - 100,000 円

図表 1 みなし配当課税のイメージ(改正前)



2. 新法人税法におけるみなし配当の計算方法

新法人税法では、前述のように、種類株式を発行している法人は、「資本金等の額」を株式の種類ごとに管理することとされている。

1種類の株式のみを発行する法人の場合、若干の文言の修正が行われたが、みなし配当の計算方法は実質的にこれまでと変わっていない。一方、2種類以上の株式を発行する法人が自己(種類)株式の取得を行った場合、みなし配当は(2)のように計算する。

(1) 発行している株式が1種類の場合

$$\text{みなし配当(総額)} = \text{自己株式取得に伴い交付される金額} - \frac{\text{自己株式取得を行う法人の取得直前の資本金等の額}}{\text{自己株式取得直前の発行済株式総数}} \times \text{株主が自己株式取得直前に保有していた取得法人の株式数}$$

(2) 発行している株式が2種類以上の場合

$$\text{みなし配当(総額)} = \text{自己株式取得に伴い交付される金額} - \frac{\text{自己株式取得を行う法人の取得直前における取得等を行う株式と同一種類の株式に係る種類資本金額}}{\text{自己株式取得直前の取得等を行う種類の株式の総数}} \times \text{株主が自己株式取得直前に保有していた取得等を行う種類の株式数}$$

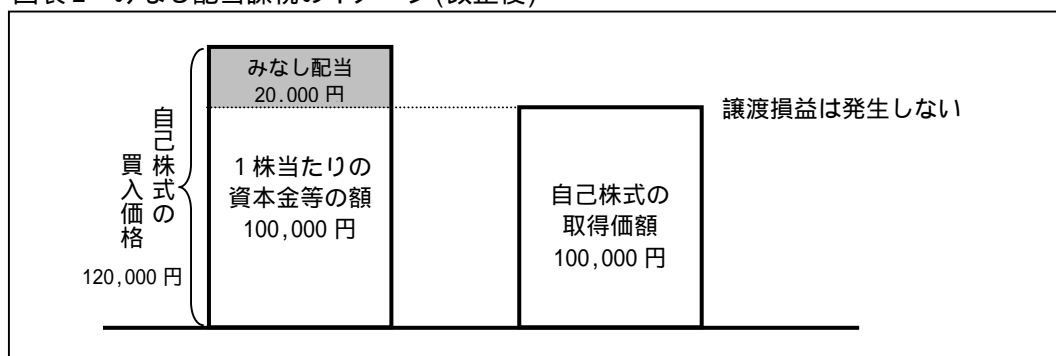
前ページの[設例]の前提条件から、「自己株式取得により交付される1株あたりの金額」及び「1株あたりの資本金等の額」は、それぞれ次のようになる。

- 自己株式取得により交付される1株あたりの金額：120,000円
- 1株あたりの資本金等の金額：100,000円(=10億円/1万株)

従って、新法人税法に基づきみなし配当の計算を行うと、自己(種類)株式の取得に応じた株主に発生するみなし配当額は、1株あたり20,000円(=120,000円-100,000円)となる。

また、1株あたりの資本金等の額を譲渡代金とみなした上で、譲渡損益の計算を行うこととなるが、この場合、1株あたりの資本金等の額と自己株式の取得価額とが同額であるため譲渡損益は生じないこととなる。

図表2 みなし配当課税のイメージ(改正後)



自己(種類)株式の取得に応じた法人株主の納税額の計算

前述のみなし配当及び譲渡損益をもとに、自己(種類)株式の取得に応じた法人株主の税額を計算すると、法人税法の改正前後ではそれぞれ以下ようになる。

1. 従来のみなし配当の計算方法による場合の税額

(1) のみなし配当に係る所得金額

- ・のみなし配当に対する課税は、通常の配当金に対する課税方法と同様である。従って、益金不算入の適用により、のみなし配当の50%だけが課税対象となる。

➢のみなし配当 = (120,000円 - 71,500万円) × 100株 = 4,850,000円

➢課税所得金額 = 4,850,000円 × 50% = 2,425,000円

- ・なお、のみなし配当に対しては、源泉徴収(7%)⁵が行われる。源泉徴収税額は、法人税の計算において税額控除(所得税額控除)されるため、最終的には精算される。

(2) 譲渡損益に係る所得金額

- ・譲渡益には益金不算入のような取扱いはないため、全額が法人税等の課税対象となる。もっとも、先の設例では譲渡損が生じることとなる。

➢課税所得金額 = (71,500円 - 100,000円) × 100株 = 2,850,000万円

上記(1)及び(2)を合わせると、自己(種類)株式の取得に応じた法人株主に税負担は生じず、425,000円の損失が生じることとなる。

2. 新法人税法におけるのみなし配当の計算方法による場合の税額

(1) のみなし配当に係る所得金額

- ・上記1.と同様に、のみなし配当に係る所得金額を計算すると、次のようになる。

➢のみなし配当 = (120,000円 - 100,000万円) × 100株 = 2,000,000円

➢課税所得金額 = 2,000,000円 × 50% = 1,000,000円

- ・のみなし配当に対する源泉徴収及び源泉徴収税額に係る税額控除(所得税額控除)は、上記1.と同様である。

(2) 譲渡損益に係る所得金額

- ・譲渡損益は生じないため、課税所得金額も0となる。

➢課税所得金額 = (100,000円 - 100,000円) × 100株 = 0円

上記(1)及び(2)を合わせると、のみなし配当に対してのみ法人税が課されることとなるため、400,000円(=1,000,000円 × 40%)の税負担が生じることとなる。

⁵ 2008年4月以降の源泉徴収税率は15%。